

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告</p> <p>年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: right;">住 所 信 用 組 合 名 理 事（組 合）長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当組合の現況 (1)～(6) (略) (7) 預金等総額及び員外預金比率の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 預金等総額は、協同組合による金融事業に関する法律施行令第2条第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>別紙様式第1号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで 事業報告</p> <p>年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: right;">住 所 信 用 組 合 名 理 事（組 合）長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当組合の現況 (1)～(6) (略) (7) 預金等総額及び員外預金比率の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 預金等総額は、協同組合による金融事業に関する法律施行令第2条の3第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>

改正案				現行			
別紙様式第2号（第15条関係）				別紙様式第2号（第15条関係）			
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表				第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表			
年 月 日 作成				年 月 日 作成			
年 月 日 備付				年 月 日 備付			
住 所				住 所			
信用組合名				信用組合名			
理事（組合）長 氏名				理事（組合）長 氏名			
印				印			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部） （略）		（負 債 の 部） （略） <u>退 職 給 付 引 当 金</u> <u>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</u> 特 別 法 上 の 引 当 金 （略）		（資 産 の 部） （略）		（負 債 の 部） （略） <u>退 職 給 付 引 当 金</u> （新設） 特 別 法 上 の 引 当 金 （略）	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
（記載上の注意）				（記載上の注意）			
1. （略）				1. （略）			
(1) ～ (9) （略）				(1) ～ (9) （略）			
(10) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項				(10) リースにより使用する有形固定資産に関する事項			
(11) ～ (22) （略）				(11) ～ (22) （略）			
2. ～ 6. （略）				2. ～ 6. （略）			

改正案	現行
<p>別紙様式第4号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p>年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: right;">住 所 信用組合名 理事（組合）長 氏名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 引当金</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号</u>に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄のうえ記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p>年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: right;">住 所 信用組合名 理事（組合）長 氏名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 引当金</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>第37条第2項第1号</u>に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄のうえ記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

改正案				現行			
別紙様式第6号(第15条関係)				別紙様式第6号(第15条関係)			
第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表				第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表			
年 月 日 作成				年 月 日 作成			
年 月 日 備付				年 月 日 備付			
住 所				住 所			
信用協同組合連合会名				信用協同組合連合会名			
理 事 長 氏名 印				理 事 長 氏名 印			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
		<u>退 職 給 付 引 当 金</u>				<u>退 職 給 付 引 当 金</u>	
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金				(新 設)	
		特 別 法 上 の 引 当 金				特 別 法 上 の 引 当 金	
		(略)				(略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. (略)				1. (略)			
(1) ~ (9) (略)				(1) ~ (9) (略)			
(10) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項				(10) リースにより使用する有形固定資産に関する事項			
(11) ~ (22) (略)				(11) ~ (22) (略)			
2. ~ 6. (略)				2. ~ 6. (略)			

改正案	現行
<p>別紙様式第8号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">附属明細書</p> <p>年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 信用協同組合連合会名 理 事 長 氏名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 引当金</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号</u>に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄のうえ記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">附属明細書</p> <p>年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 信用協同組合連合会名 理 事 長 氏名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 引当金</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>第37条第2項第1号</u>に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄のうえ記載すること。</p> <p>(以下略)</p>

改正案														現行																																																																																																																	
別紙様式第9号（第68条第1項関係）														別紙様式第9号（第68条第1項関係）																																																																																																																	
（日本工業規格A4）														（日本工業規格A4）																																																																																																																	
（略）														（略）																																																																																																																	
第1 事業概況書														第1 事業概況書																																																																																																																	
第 期 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> </tr> </table>														{	年	月	日から	年	月	日まで	第 期 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> </tr> </table>														{	年	月	日から	年	月	日まで																																																																																						
{	年	月	日から																																																																																																																												
	年	月	日まで																																																																																																																												
{	年	月	日から																																																																																																																												
	年	月	日まで																																																																																																																												
1. ～8. （略）														1. ～8. （略）																																																																																																																	
9. 貸出金														9. 貸出金																																																																																																																	
当期末残高内訳														当期末残高内訳																																																																																																																	
I・II （略）														I・II （略）																																																																																																																	
III 組合員以外の者に対する資金の貸付け														III 組合員以外の者に対する資金の貸付け																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">金額別</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第1号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第2号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第3号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第4号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第5号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第6号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第7号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第14条 第1項第8号に該当するもの</th> </tr> <tr> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="17" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>														金額別	令第14条 第1項第1号に該当するもの		令第14条 第1項第2号に該当するもの		令第14条 第1項第3号に該当するもの		令第14条 第1項第4号に該当するもの		令第14条 第1項第5号に該当するもの		令第14条 第1項第6号に該当するもの		令第14条 第1項第7号に該当するもの		令第14条 第1項第8号に該当するもの		先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	（略）																	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">金額別</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第1号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第2号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第3号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第4号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第5号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第6号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第7号に該当するもの</th> <th colspan="2">令第7条 第1項第8号に該当するもの</th> </tr> <tr> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> <th>先数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="17" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>														金額別	令第7条 第1項第1号に該当するもの		令第7条 第1項第2号に該当するもの		令第7条 第1項第3号に該当するもの		令第7条 第1項第4号に該当するもの		令第7条 第1項第5号に該当するもの		令第7条 第1項第6号に該当するもの		令第7条 第1項第7号に該当するもの		令第7条 第1項第8号に該当するもの		先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	（略）																
金額別	令第14条 第1項第1号に該当するもの		令第14条 第1項第2号に該当するもの		令第14条 第1項第3号に該当するもの		令第14条 第1項第4号に該当するもの		令第14条 第1項第5号に該当するもの		令第14条 第1項第6号に該当するもの		令第14条 第1項第7号に該当するもの		令第14条 第1項第8号に該当するもの																																																																																																																
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額																																																																																																															
（略）																																																																																																																															
金額別	令第7条 第1項第1号に該当するもの		令第7条 第1項第2号に該当するもの		令第7条 第1項第3号に該当するもの		令第7条 第1項第4号に該当するもの		令第7条 第1項第5号に該当するもの		令第7条 第1項第6号に該当するもの		令第7条 第1項第7号に該当するもの		令第7条 第1項第8号に該当するもの																																																																																																																
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額																																																																																																															
（略）																																																																																																																															
IV （略）														IV （略）																																																																																																																	
10. （略）														10. （略）																																																																																																																	
11. 預金及び定期積金														11. 預金及び定期積金																																																																																																																	
当期末残高内訳														当期末残高内訳																																																																																																																	
I～III （略）														I～III （略）																																																																																																																	
IV 預金等総額及び員外預金比率の状況別														IV 預金等総額及び員外預金比率の状況別																																																																																																																	
（略）														（略）																																																																																																																	
(記載上の注意)														(記載上の注意)																																																																																																																	
1. 預金等総額は、協同組合による金融事業に関する法律施行令第2条第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。														1. 預金等総額は、協同組合による金融事業に関する法律施行令第2条の3第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。																																																																																																																	
2. （略）														2. （略）																																																																																																																	
12. ～14. （略）														12. ～14. （略）																																																																																																																	

15. 単体自己資本比率

(略)

(記載上の注意)

1. 本表には、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。
2. ～4. (略)

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

(信用組合名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 (削る) (略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. (略)
 - (1) ～ (9) (略)
 - (10) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
 - (11) ～ (22) (略)
2. ～6. (略)

第3 損益計算書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

15. 単体自己資本比率

(略)

(記載上の注意)

1. 本表には、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. ～4. (略)

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

(信用組合名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) 退 職 給 付 引 当 金 (新設) 特 別 法 上 の 引 当 金 金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金 証 券 取 引 責 任 準 備 金 (略)	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. (略)
 - (1) ～ (9) (略)
 - (10) リースにより使用する有形固定資産に関する事項
 - (11) ～ (22) (略)
2. ～6. (略)

第3 損益計算書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1. ～ 7. (略)	1. ～ 7. (略)
8. <u>協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。</u>	8. <u>子会社等</u> との取引に関する事項を注記すること。
9. (略)	9. (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現行																																																								
<p>別紙様式第9号の2（第68条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第1 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 本表には、「<u>協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2.～4. （略）</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1. （略）</p> <p style="text-align: center;">2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">役 員 退 職 慰 労 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(8) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(10)～(18) （略）</p> <p>2.～4. （略）</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)				退 職 給 付 引 当 金				役 員 退 職 慰 労 引 当 金				特 別 法 上 の 引 当 金				(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		<p>別紙様式第9号の2（第68条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第1 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 本表には、「<u>協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準</u>」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2.～4. （略）</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1. （略）</p> <p style="text-align: center;">2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(8) （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(10)～(18) （略）</p> <p>2.～4. （略）</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)				退 職 給 付 引 当 金				(新設)				特 別 法 上 の 引 当 金				(略)		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)																																																							
		退 職 給 付 引 当 金																																																							
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金																																																							
		特 別 法 上 の 引 当 金																																																							
		(略)																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																							
科 目	金 額	科 目	金 額																																																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)																																																							
		退 職 給 付 引 当 金																																																							
		(新設)																																																							
		特 別 法 上 の 引 当 金																																																							
		(略)																																																							
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計																																																							

(以下略)

(以下略)

改正案

別紙様式第10号（第68条第1項関係）
（日本工業規格A4）

（略）

第1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から
 年 月 日まで

1. ～8. （略）

9. 貸出金

当期末残高内訳

I・II （略）

III 会員以外の者に対する資金の貸付け

金 額 別	令第15条第1項 第1号に該当するもの		令第15条第1項 第2号に該当するもの		令第15条第1項 第3号に該当するもの	
	先数	金 額	先数	金 額	先数	金 額
（略）						

IV （略）

10. ～14. （略）

15. 単体自己資本比率

（略）

（記載上の注意）

1. 本表には、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。

2. ～4. （略）

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

（信用協同組合連合会名）

科 目	金 額	科 目	金 額
（略）			

現行

別紙様式第10号（第68条第1項関係）
（日本工業規格A4）

（略）

第1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から
 年 月 日まで

1. ～8. （略）

9. 貸出金

当期末残高内訳

I・II （略）

III 会員以外の者に対する資金の貸付け

金 額 別	令第8条第1項 第1号に該当するもの		令第8条第1項 第2号に該当するもの		令第8条第1項 第3号に該当するもの	
	先数	金 額	先数	金 額	先数	金 額
（略）						

IV （略）

10. ～14. （略）

15. 単体自己資本比率

（略）

（記載上の注意）

1. 本表には、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2. ～4. （略）

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在

（信用協同組合連合会名）

科 目	金 額	科 目	金 額
（略）			

(資産の部) (略)		(負債の部) (略) 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金 (削る) (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. (略)
 - (1) ~ (9) (略)
 - (10) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
 - (11) ~ (22) (略)
2. ~ 6. (略)

第3 損益計算書

第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$
(略)

(記載上の注意)

1. ~ 7. (略)
8. 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。
9. (略)

(以下略)

(資産の部) (略)		(負債の部) (略) 退職給付引当金 (新設) 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 (略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. (略)
 - (1) ~ (9) (略)
 - (10) リースにより使用する有形固定資産に関する事項
 - (11) ~ (22) (略)
2. ~ 6. (略)

第3 損益計算書

第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$
(略)

(記載上の注意)

1. ~ 7. (略)
8. 子会社等との取引に関する事項を注記すること。
9. (略)

(以下略)

改正案	現行																								
別紙様式第10号の2（第68条第2項関係） (略) 第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書 1.・2. (略) 3. 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意) 1. 本表には、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出した数値を記載すること。 2.～4. (略) 第2 連結財務諸表 1. (略) 2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)	別紙様式第10号の2（第68条第2項関係） (略) 第1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書 1.・2. (略) 3. 連結自己資本比率の状況 (略) (記載上の注意) 1. 本表には、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2.～4. (略) 第2 連結財務諸表 1. (略) 2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (単位：百万円)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 35%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略) <u>退 職 給 付 引 当 金</u> <u>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</u> <u>特 別 法 上 の 引 当 金</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) <u>退 職 給 付 引 当 金</u> <u>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</u> <u>特 別 法 上 の 引 当 金</u> (略)		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 25%;">科 目</th> <th style="width: 35%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(資 産 の 部) (略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(負 債 の 部) (略) <u>退 職 給 付 引 当 金</u> (新設) <u>特 別 法 上 の 引 当 金</u> (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資 産 の 部 合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産の部合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) <u>退 職 給 付 引 当 金</u> (新設) <u>特 別 法 上 の 引 当 金</u> (略)		資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
科 目	金 額	科 目	金 額																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) <u>退 職 給 付 引 当 金</u> <u>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</u> <u>特 別 法 上 の 引 当 金</u> (略)																							
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計																							
科 目	金 額	科 目	金 額																						
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) <u>退 職 給 付 引 当 金</u> (新設) <u>特 別 法 上 の 引 当 金</u> (略)																							
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計																							
(記載上の注意) 1. (略) (1)～(8) (略) (9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (10)～(18) (略) 2.～4. (略) (以下略)	(記載上の注意) 1. (略) (1)～(8) (略) (9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (10)～(18) (略) 2.～4. (略) (以下略)																								

改正案	現行
<p data-bbox="198 260 572 296">別紙様式第12号（第86条関係）</p> <p data-bbox="804 352 854 388">（略）</p> <p data-bbox="225 445 409 480">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="240 491 409 527">1・2 （略）</p> <p data-bbox="240 537 1448 751">3 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第6条の3第1項の許可を受けず信用協同組合代理業を行うことができる者にあつては、「信用協同組合代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第14条第1項の規定により法第6条の3第1項の<u>許可</u>を受けず信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。</p>	<p data-bbox="1463 260 1837 296">別紙様式第12号（第86条関係）</p> <p data-bbox="2068 352 2119 388">（略）</p> <p data-bbox="1501 445 1685 480">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="1516 491 1685 527">1・2 （略）</p> <p data-bbox="1516 537 2724 751">3 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第6条の3第1項の許可を受けず信用協同組合代理業を行うことができる者にあつては、「信用協同組合代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第14条第1項の規定により法第6条の3第1項の<u>許可</u>を受けず信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第13号（第105条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 所属信用協同組合等</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 「所属信用協同組合名」欄は、当期末現在における所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第13号（第105条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 所属信用協同組合等</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 「所属信用協同組合名」欄は、当期末現在における所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第14号（第105条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1 許可年月日及び許可番号 （記載上の注意）</p> <p style="padding-left: 2em;">協同組合による金融事業に関する法律（以下「<u>法</u>」という。）第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を記載すること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>別紙様式第14号（第105条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1 許可年月日及び許可番号 （記載上の注意）</p> <p style="padding-left: 2em;">協同組合による金融事業に関する法律（以下「<u>法</u>」いう。）第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を記載すること。</p> <p>（以下略）</p>